# Ⅳ. 政治資金監査

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、登録政治資金監査人の監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりません。

# 「登録政治資金監査人」とは

登録政治資金監査人とは、政治資金監査を行う者として、弁護士、公認会計士、税理士のうち政治資金適正化委員会に登録された者をいいます。 政治資金適正化委員会が行う政治資金に関する研修を修了した登録政治資金監査人が、政治資金監査を行うこととされています。

## 1. 政治資金監査の対象となる政治団体

次の政治団体が、政治資金監査の対象となります。

- ① 12月31日現在で、国会議員関係政治団体である政治団体 (その年の途中で国会議員関係政治団体となった政治団体も含まれます。)
- ② 12月31日現在では、国会議員関係政治団体ではないもののその年の途中に国会議員関係政治団体であった政治団体

(ただし、その年の収支報告書に記載すべき収入及び支出があった政治団体に限ります。)

なお、①、②の政治団体について、年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合においては、その期間についても政治資金監査の対象 となります。

## 2. 監査事項

登録政治資金監査人による政治資金監査は、次の4点について、政治資金適正 化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うこととされています。

- ① 会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、支出目的書、振込明細書が保存されていること
- ② 会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が会計帳簿を備えていること
- ③ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること
- ④ 徴難明細書、支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていること

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体のすべての支出が対象ですので 収支報告書において明細の記載が必要とされていない人件費についても、監査の 対象となります。

## 3. 政治資金監査に向けた準備

政治資金監査において監査の対象となる次の書面を書面監査が行われる事務所 において準備しておかなければなりません。

- 収支報告書等の作成の際に基となる書面
  - 会計帳簿
  - 支出の明細書
  - 領収書等(人件費についても対象となります。)
  - 振込明細書(人件費についても対象となります。)
- 収支報告の際に提出すべき書面(政治資金監査までに作成すべきもの)
  - 収支報告書
  - 、 徴難明細書
  - · 支出目的書

政治資金監査は、年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合、その期間についても対象となり、その期間における政治団体の区分に応じた会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認が行われますが、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりです。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体				
会計帳簿	すべての支出						
支出の明細書	すべての支出						
領収書等	すべての支出 1件5万円以上の支出						
振込明細書	すべての支出 1件5万円以上の支出						
		人件費以外の経	経常経費以外の				
徴難明細書	すべての支出	費で1件5万円	経費で1件5万				
		以上の支出	円以上の支出				
		人件費以外の経	経常経費以外の				
支出目的書	すべての支出	費で1件5万円	経費で1件5万				
		以上の支出	円以上の支出				
	人件費以外の経	人件費以外の経	経常経費以外の				
収支報告書	費で1件1万円	費で1件5万円	経費で1件5万				
	を超える支出	以上の支出	円以上の支出				

※ なお、登録政治資金監査人により作成される政治資金監査報告書の記載例を 参考までに148ページから158ページまでに掲載しています。

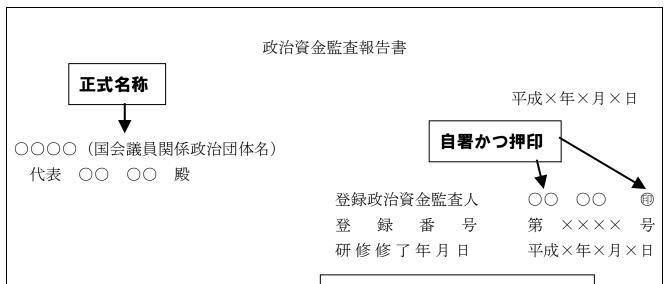
また、登録政治資金監査人が政治資金監査を行う際の「政治資金監査マニュアル(政治資金監査に関する具体的な指針)」は、総務省のホームページ (<a href="http://www.soumu.go.jp/menu\_03/shingi\_kenkyu/seiji\_tekisei/touroku\_seiji\_manual.html">http://www.soumu.go.jp/menu\_03/shingi\_kenkyu/seiji\_tekisei/touroku\_seiji\_manual.html</a>) からダウンロードできますので、ご参照下さい。

< その他政治資金監査に関するお問い合わせ先>

総務省政治資金適正化委員会事務局(TEL:03-5253-5598(直通))

# 【参考】登録政治資金監査人により作成される政治資金監査報告書の記載例 (政治資金監査に関する具体的な指針等より抜粋)

## (1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合



#### 1 監査の概要

# 解散の場合は法第17条第1項

- (1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、 ○○○○(国会議員関係政治団体名)の平成×年に係る法第12条第1項に規定する 収支報告書(※1)のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報 告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振 込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写 しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正 化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュ アル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所(※2) において行った。
- 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収

書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出 目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1) は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されてい た。

解散の場合は法第17条第1項

#### 3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規 定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人 その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

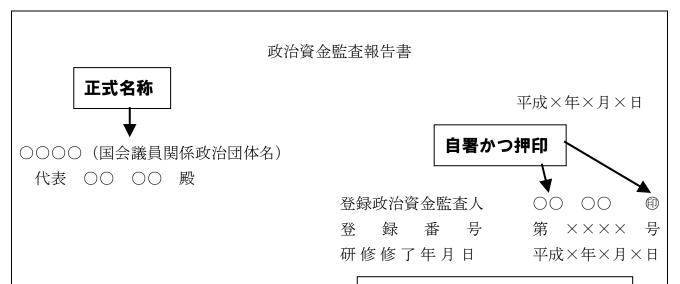
- (※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に 規定する報告書」とすること。
- (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、 政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定 すること。
  - (注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や 領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責 任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態につい て確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。
  - ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
  - ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書

- 及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当である と登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合
  - (例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合
    - 1 監査の概要
    - $(1) \sim (3)$  略
    - (4)この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇(登録政治資金監査人名)が判断したため、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の従たる事務所(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地)において行った。

### (※3) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」 (1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、 収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

### (2) 会計帳簿に記載不備がある場合



#### 1 監査の概要

## 解散の場合は法第17条第1項

- (1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第↓項の規定に基づき、 ○○○○(国会議員関係政治団体名)の平成×年に係る法第12条第1項に規定する 収支報告書(※1)のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報 告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振 込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写 しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正 化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュ アル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の 作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書 等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目 的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告す ることにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所(※2) において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、○○(※)

- 3) の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年に おける支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該 会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1) は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されてい た。 **解散の場合は法第17条第1項**

## 3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規 定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人 その他の従業者との間においても、同様である。

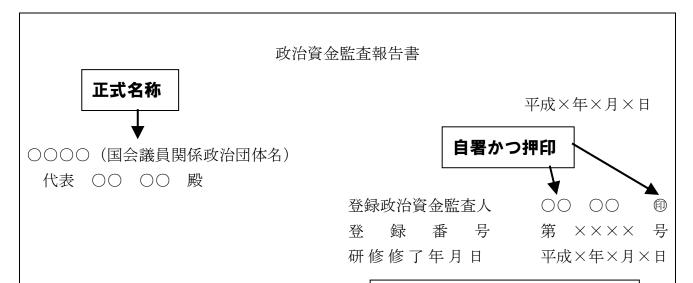
以 上

- (※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に 規定する報告書」とすること。
- (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、 政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定 すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外につ いては、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。
- (※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計 帳簿の記載事項の種類を記載すること。

#### (※4) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、 $\boxed{1}$  監査の概要」 (1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、 収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

## (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合



#### 1 監査の概要

## 解散の場合は法第17条第1項

- (1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の平成×年に係る法第12条第1項に規定する 収支報告書(※1)のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報 告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振 込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写 しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正 化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュ アル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の 作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書 等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目 的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告す ることにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所(※2) において行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員 関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1) は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されてい た。

解散の場合は法第17条第1項

(別記) (※3)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)
- (3)○○○ (国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が 領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

 $(\times \times \exists \times \times \exists \cdot \times \times \Rightarrow \cdot \times \times \times \times \times \times)$ 

領収書等のあて名に記載されていた名称〇〇〇〇〇〇

#### 3 業務制限

○○○○ (国会議員関係政治団体名) と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人 その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

- (※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に 規定する報告書」とすること。
- (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、 政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定 すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外につ いては、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3)(2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

## (※4) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」 (1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、 収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		Λ <i>ψπ</i>	<b>4</b> 1 1	/+tt: +tv.				
項	目	摘	要	金	額	年月日	備    考	
何	々							
		1	何々		5,000	O. 1.	1	
		2	何々	5	0,000	<i>"</i> . 3.	1	A山一郎・東京都○○区○○町○○番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

\_\_\_\_\_

# (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出(人件費以外の経費の支出に限る。)を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出(国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出)にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

## (4) 収支報告書に支出が計上されていない場合



#### 1 監査の概要

# 解散の場合は法第17条第1項

- (1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第↓項の規定に基づき、 ○○○○(国会議員関係政治団体名)の平成×年に係る法第12条第1項に規定する 収支報告書(※1)のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報 告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振 込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写 しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正 化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュ アル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の 作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書 等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目 的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告す ることにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所(※2) において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、<u>会計帳簿が保存されてい</u>た。

なお、政治資金監査の対象期間においては、○○○○(国会議員関係政治団体名) に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込

## 明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、<u>領収書等を</u>徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 解散の場合は法第17条第1項

## 3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規 定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人 その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

- (※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に 規定する収支報告書」とすること。
- (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、 政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定 すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外につ いては、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

#### (※3) その他の留意事項

・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」 (1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。